令和３年９月２８日

西条市障がい者自立支援協議会子ども部会
研修　第１部

困った子は
困っている子

－子ども理解を深めるために－

西条市教育委員会学校教育課発達支援係
西部ウイングサポートセンター
青木　里美

☆第1部　テーマ☆

- いわゆる障がいって何なんだろう？
- 私たちにできることー合理的配慮ー

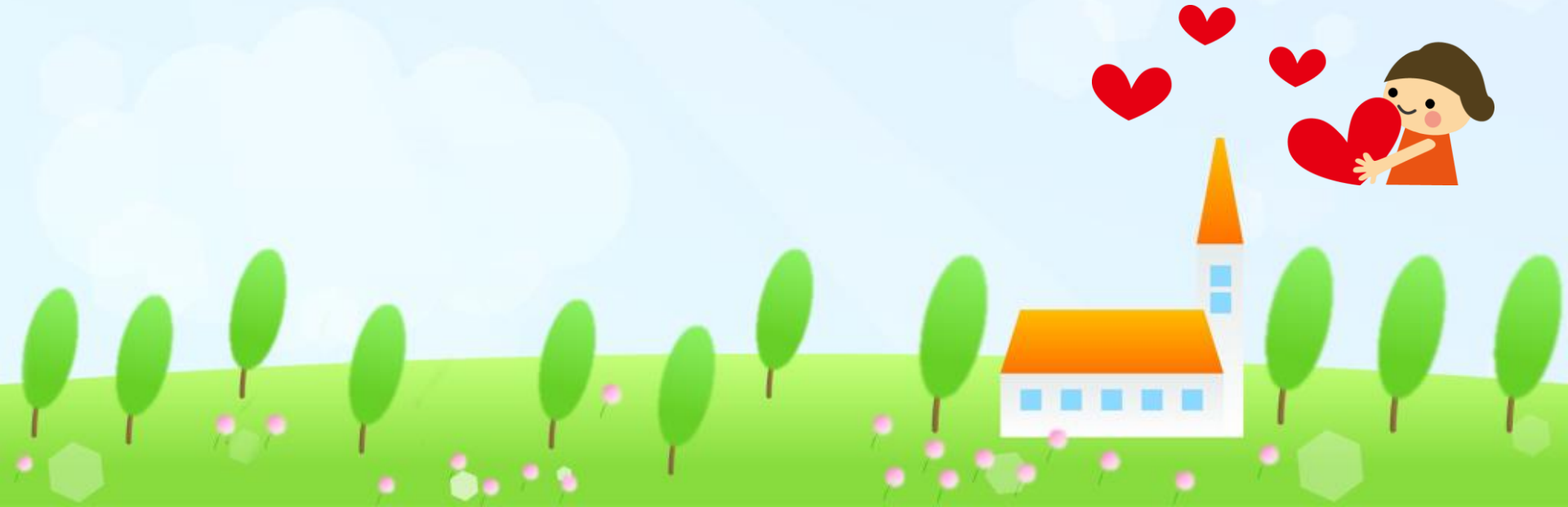

- いわゆる障がいって何なんだろう？

発達障がいは・・・

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がい

子育ての仕方が悪いんじゃない？

愛情を注いでいないからじゃない？

厳しく怒らないからじゃない？

発達凸凹

コミュニケーションや対人関係、行動の抑制などどうしようもない困り感を抱えている

アンバランスな様子が理解されない→困り感増大

↓

理解があって環境が整う→困り感激減！

周囲の対応や環境次第！

障がいって・・・

生活の中で、
困っていると
感じている

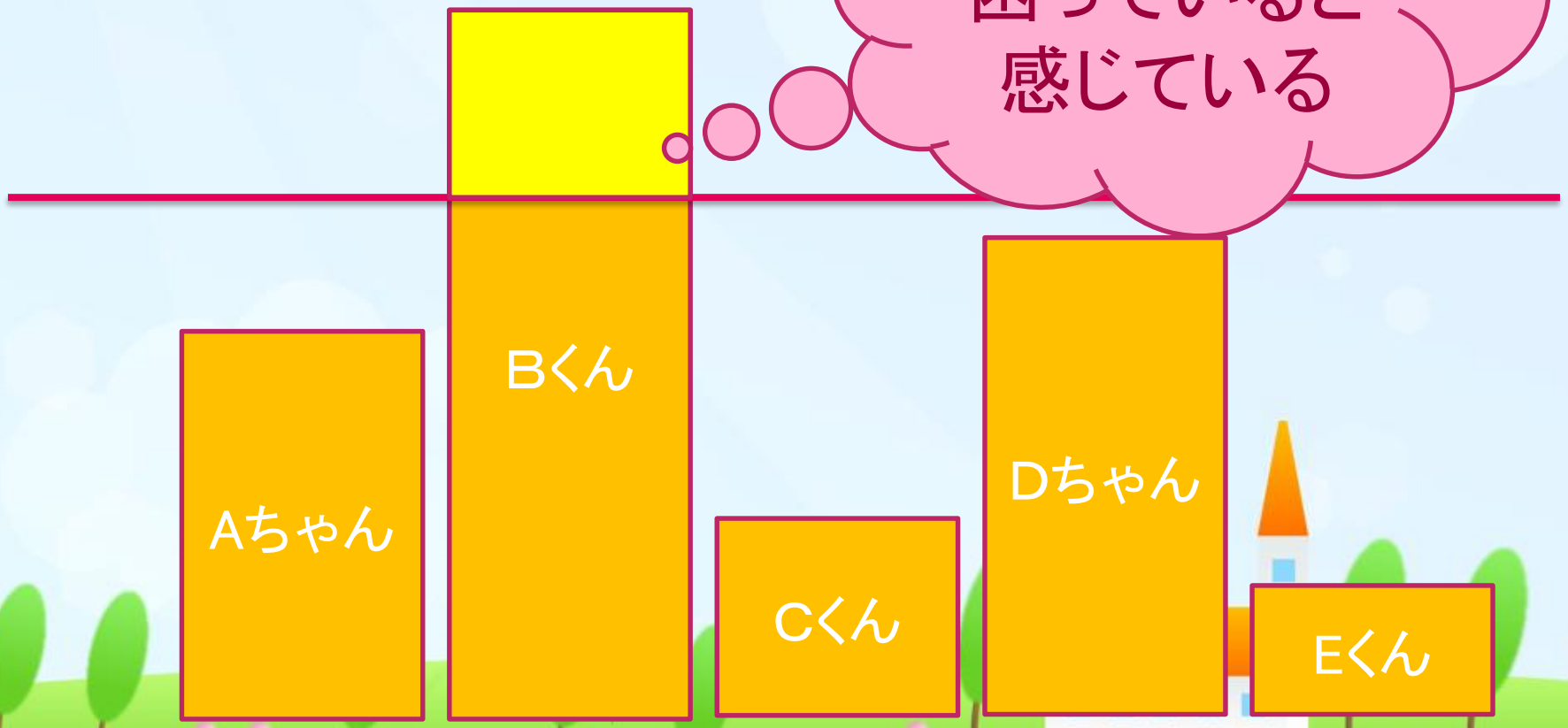

障がいって・・・

数の原理
多数派＞少数派

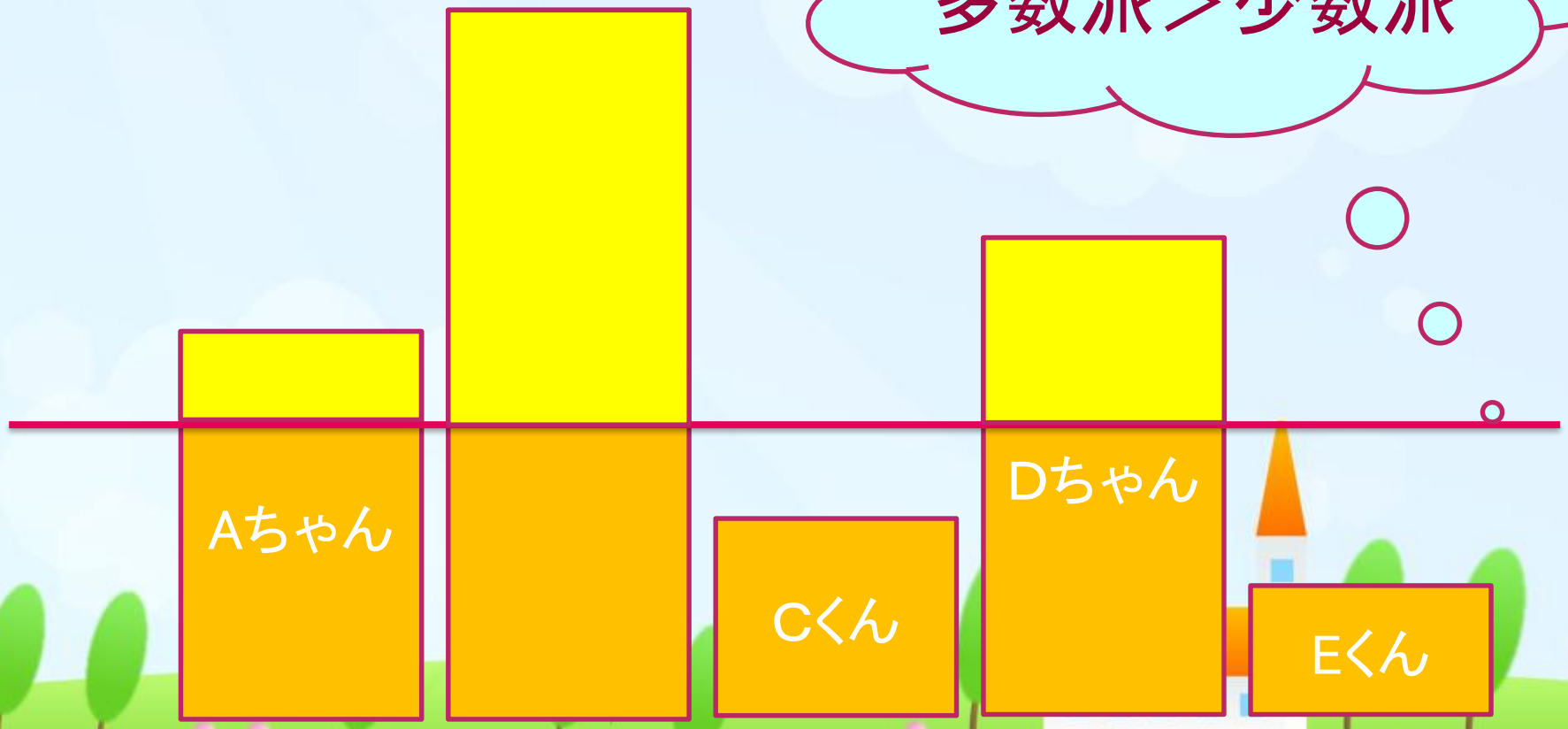

障がいって・・・

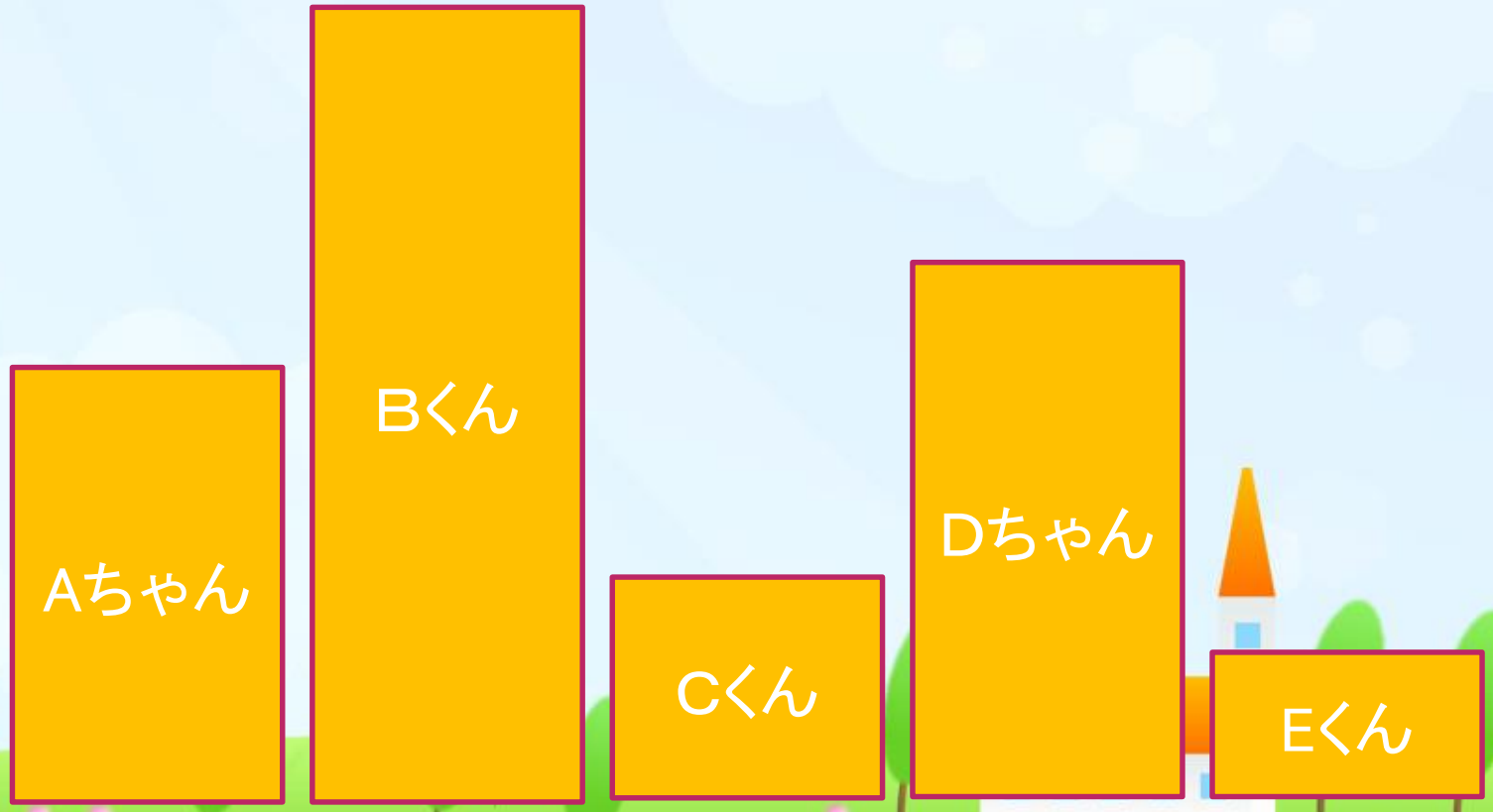

改善・克服するなど、その人がもっている、乗り越えなければいけないもの
ではなく
周囲の環境や関わり方を整える
ことで障がいと言えなく（軽減する）なる

全ての人が　その人なりに　そのままで
その人らしく安心して生きられるように！！
障がい物になっているものを
できる限り取り除いていこう！

●私たちにできることって何だろう？
ー合理的配慮ー

障害者差別解消法への流れ

- 2006（H18）12．13　障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）を国連総会において採択
- 2007（H19）9．28　障害者権利条約署名
- 2011（H23）8．5　障害者基本法改正
  第4条差別の禁止
- 2014（H26）1．20　障害者権利条約批准
- 2015（H27）2．24　障害差別の解消の推進に関する基本方針
- 2016（H28）4．1　障害者差別解消法施行

障害者差別解消法　平成28年4月施行

Q この法律が禁止する差別は？

A 障害者差別解消法では２種類の差別を禁止しています。2016（平成28）年の施行（実際に法律が有効になること）に向けて、何が差別で何が合理的配慮なのか、それぞれの分野に関係する省庁でガイドラインがつくられます。JDFでは「部会意見」などを参考に、以下の（1）、（2）のように２種類の差別に整理してみました。

（1）不当な差別的取扱い

① 「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別（分けること）や排除、制限をすること

（例1）それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神障害があるとわかった途端、店の利用を拒否した。

（例2）聴覚障害のある人が、一人で病院を受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣の依頼もせずに受診を断られた。

② 車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること

（例）盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができません」とレストランの入店を拒否された。

ただし、上の①、②の行為が、だれがみても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

（2）合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。
ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合などは合理的配慮を行わなくても差別になりません。「変更や調整」とは何でしょうか。以下のように整理してみました。

時間や順番、ルールなどを変えること

（例1）精神障害がある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤できるように対応する。

（例2）知的障害がある人に対して、るびをふったりわかりやすい言葉で書いた資料を提供する。

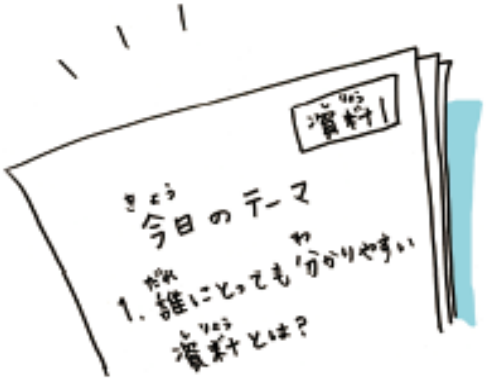

設備や施設などの形を変えること

（例）　建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。

障害者を特別扱いするものではない！

障がい者を始め、これまで十分に社会参加できる環境になかった人たちが積極的に参加・貢献できるために・・・

合理的配慮について考え、行う上で大切なこと

- 「合理的な配慮≠障がいのある人への配慮」

- 合理的配慮は、その人が潜在的に持つ力を発揮できるようにするためのもの

- 配慮が当事者のニーズに基づいたものでなければならないこと

→ 「不要・不適切な配慮」に陥らないように

平成27年10月1日発行文教月報10月号　愛媛大学教授　花熊　曉先生の原稿より

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

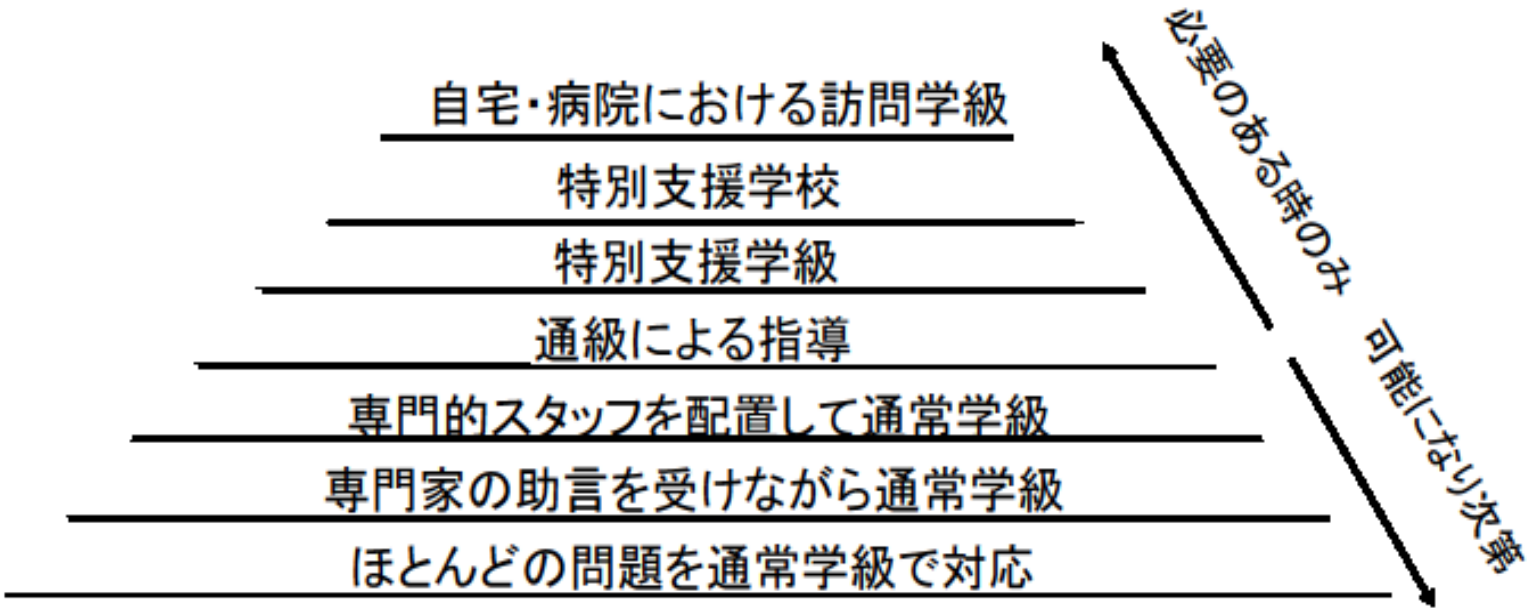

特別支援教育の対象の概念
～義務教育段階～

特別支援学校

《どんなところ？》
学校教育法施行令第22条の3にある対象となる子どもに、専門性のある手厚い応援を行う。

・上限6名の少人数指導
※担任が2名入ることが多い。
・子どもたち一人一人に合わせたカリキュラムを作成
※教科等は支援学校によって異なる
・交流及び共同学習として、地域の学校と交流する。
《種別》視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱

小中学校

特別支援学級

《どんなところ？》
通級指導教室の応援よりも、よりたくさん本人に応じた応援を行う。

・子どもたち一人一人の実態に合わせて、少人数の指導の時間と交流学習（集団）の時間のバランスを考えたカリキュラムを作成
・上限が8名の少人数指導
※市町によって特例有
・学校体制によっては、柔軟に個別の時間も検討可能

《種別》知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症 情緒障がい

通常の学級

・1学級40名が上限
（小学1年生は35名）※市によって柔軟に
・少人数指導などのために加配教員を配置（全ての学校ではない）
・人数が少なくなると複式学級も
・支援員の加配は確約しかねる

通級指導教室

《どんなところ？》
通常の学級に在籍している子どもを対象に、集団の中での指導だけでなく本人に応じた個別の応援を行う

・週1時間～週8時間程度
（※　実際にはそこまで利用できない状況）
・個別指導、少人数のグループ学習
・LD、ADHDの子どもに対しては、指導の効果を考えて月1時間から

平　等

公　正

塀の高さが違う＝多様な学びの場

授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもっているか

その環境、子どもの情況によって必要な合理的配慮は異なる

見えにくい困り感・見えにくい障がいにも対応

- 発達障がい
- 感覚過敏
  （聴覚過敏・触覚過敏・味覚過敏など）
- 保護者が知的障がい等で字が読めない
- 保護者が外国の方
- 左利き　　などなど・・・

一人一人の人権感覚が大事・・・

日常生活の中だと･･･

口頭で説明されるだけでは分かりにくい

一度にたくさんの指示があると忘れてしまう

聞きながら板書をするのは難しい

計画的に物事を進めることが苦手

支援は甘やかしではない！

支　援

なくては困ってしまう！
本人にとって必要なもの

適切な支援がないと自尊感情の低下
＝やる気のなさにつながる

- 「みんなと一緒」にこだわらない！
- 本人にとってやりやすいやり方がある！
- それを選ぶことは恥ずかしいことではない！

将来社会に出て行くまでに・・・

自分がどうやったらうまくいくかを知って、伝える力を育てたい！

うまくいくやり方を一緒に見つけてサポートする！

ご清聴ありがとうございました

1分でつかれがとれる！指ヨガ呼吸法

〈首のコリ〉

1　中指の第１関節をつまみ、グリグリと左右に 10 回程度ねじる。

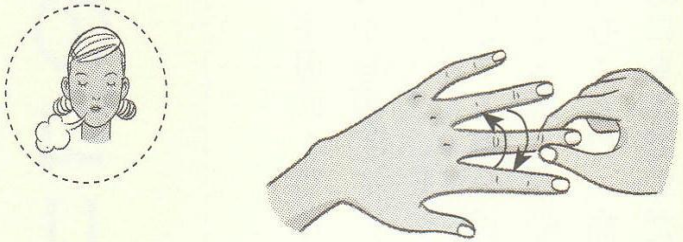

2　１と同様に、中指の第２関節をつまみ、左右に 10 回程度ねじる。

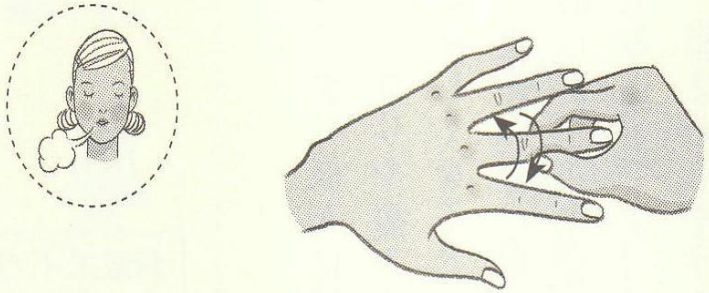

3　中指の第１関節と第２関節のあいだ（甲側や左右の側面）を、もんだりこすったりする。痛みのあるところは重点的にもむ。

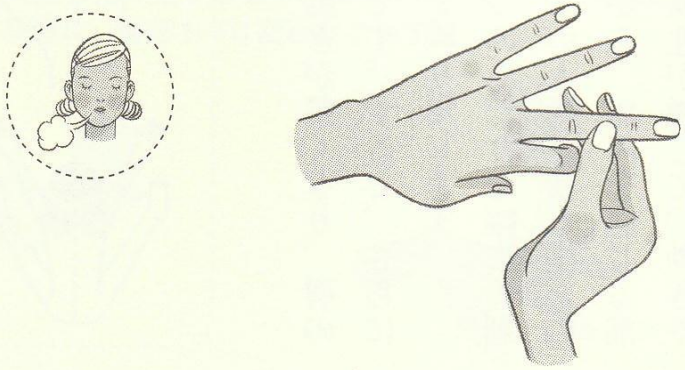

「1分で疲れがとれる！指ヨガ呼吸法」
龍村　修　青春出版社